

農地情報の一元管理・一括公表システム構築業務委託仕様書

本仕様書は公益社団法人 茨城県農林振興公社（以下「公社」とする。）が実施する「農地情報の一元管理・一括公表システム構築業務」を受託する者（以下「受託者」とする。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

公社において、農地情報をホームページ上で公表・閲覧できる仕組み（農地情報管理システム（仮））を新たに構築する。このシステムで作成されるサイトは、複数箇所から情報の登録ができるようにして、迅速な情報の提供をおこなえるものとし、また、必要な人が情報を見ることができるものとする。あわせて、スマートフォン用にレイアウトされた画面を用意する。

2 履行期間

- (1) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (2) スケジュール（想定）
 - ・システム構築及び公開：契約締結日から3か月
 - ・運用サポート：システム構築及び公開から令和9年3月31日

3 履行場所

公益社団法人 茨城県農林振興公社

4 委託業務の内容

- (1) 農地情報システムの設計、開発、試験、各ドキュメントの作成
- (2) アプリケーションのインストールなど本番環境構築
- (3) 現行データの移行
- (4) 運用に関する設計

5 成果品の納入

- (1) 成果品
 - ア 操作マニュアル（紙媒体1部、電子媒体1部）提出期限：システム構築及び公開の日
 - イ テスト成績書（紙媒体1部、電子媒体1部）提出期限：システム構築及び公開の日
 - ウ プログラムソース一式（電子媒体1部）提出期限：システム構築及び公開の日
 - エ システム設計書（紙媒体1部、電子媒体1部）提出期限：令和9年3月31日
 - オ 業務完了報告書（紙媒体1部）提出期限：令和9年3月31日
- (2) 納入期限
令和9年3月31日
- (3) 納入場所
〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番 1
公益社団法人 茨城県農林振興公社

ただし、パッケージソフトを利用してシステムを導入する場合には、パッケージソフトに関する（イ）～（エ）の成果品の提出を免除するものとする。

なお、パッケージソフトの権利については、公社が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく使用を承諾するものとする。

6 制約条件及び前提条件

本業務従事事業者は下記のすべての要件を満たすこと。

- ・日本工業規格（J I S）の個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項「J I S Q 1 5 0 0 1」に準拠した適切な個人情報保護措置を講ずる体制を整備したプライバシーマークを取得し、本業務にJ I S Q 1 5 0 0 1が要求する個人情報の管理を適用できること。外部委託により実施する場合には、同様の認定を受けている企業であること。または、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度において、I S M S 認証基準を認証取得し、本業務にI S M S 認証基準に準拠した情報管理を適用できること。
- ・茨城県あるいは他官公庁において類似のシステムの開発実績があること。

7 システム要件

(1) 機能要件

ア サイトの構築

農地情報システムとして下記機能を作成する。

なお、デザイン等に関しては、ユニバーサルデザインを考慮したデザイン及びレイアウトとすること。また、スマートフォン用にレイアウトされた画面を用意すること。

各画面には、L a z y L o a d（遅延ロード）機能を実装し、レスポンシブデザインとすること。

各画面に用いる画像、イラスト等は著作権が発生しないものを使用し、必要に応じて新規に作成を行うこと。

各画面の機能を下記に示す。

(ア) ログイン画面

ID、PWでのログイン認証画面とすること。

認証が成功した場合のみ、(イ)～(キ)の画面へ遷移可能とすること。

(イ) メニュー画面

お知らせ、新着情報が公開されること。

(ウ) 検索結果の見方説明画面

一部動画による説明も考慮し作成すること。

(エ) 検索画面（分類検索）地目、耕作状況等

(オ) 検索画面（キーワード検索）自由なキーワードの直接入力による検索

(カ) 検索画面（地図検索）

茨城県の地図上に44市町村を表示し、地図上から選択し検索できること。

また、50音順に市町村名を表示し、検索できること。

(キ) 検索結果画面

各検索に一致したデータを、番号、市町村名、町名または大字、地番、面積、地目、管理状況、備考を表形式にて表示させること。

結果表示画面は、画面を印刷した場合に最適なレイアウトとなるように設計すること。また、複数ページになる場合に、表示データ数をいくつかのパターンで予め準備しておき、変更可能なものにする。

(ク) 検索結果画面の仕様

検索結果画面にて各項目のソート機能を用意し、表示変更ができること。

(ケ) ログアウト機能について

ログアウトボタンを用意し、ログアウト処理を実装すること。また、ブラウザ等を終了した場合も同様の処理が行われること。

(コ) アクセス数の把握

アクセス数に関する集計が行える機能を準備すること。

(2) セキュリティ要件

システムの開発に当たっては、「茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程」及び「茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項」について準拠すること。

(3) 管理画面の作成

管理画面は管理者毎にランク付けを実施し、3段階のランクを用意する。ランクに関して1：すべての処理が可能、2：一部機能を除いて処理が可能、3：該当市町村のデータのみ処理可能とする。なお、管理画面へのアクセスは別途ID、パスワードを発行する。この発行機能及び管理機能も作成すること。

※参考：管理画面が使用できる者：県、県農林振興公社、県農業会議、農業委員会、その他協議の上必要と認める者

ア 管理画面では、データの登録機能、検索へのリンク作成機能、お知らせ、新着情報の入力、データの変更（修正・削除）を行えること。

イ データの登録をCSVファイル等で一括して登録できる機能を有すること

ウ ある一定期間のアクセスログを記録し、検索機能で特定の期間のアクセス履歴の確認ができること。

エ 下記マスタの管理用画面を作成し、マスタデータの変更、追加を行うこと。
地目マスタ機能

住所マスタ（市町村毎の町名、大字）機能

オ ID及びパスワードの発行機能を作成すること。IDの内容については、別途受注後に協議するものとする。発行時には、発行する者の情報を登録する機能を有すること。

カ パスワードの変更画面を用意し、パスワードを自由に変更できるものとする。

キ 登録したデータを個別に変更ができる機能を作成する。また、データの削除機能も用意する。

ク アクセス情報の分析機能を用意し、異常な検索回数のIDを通知する機能を作成する。

ケ 海外にあるサーバ経由のアクセスを許可しない機能を作成する。

(4) サイト構成

公開系と管理系のシステムはそれぞれ別の仮想サイトにて稼働するように構築すること。また、管理系のシステムに対しては、アクセス可能なユーザを限定できること。

(5) 初期データ登録

公社が提供するデータを基に、システムに初期データを登録すること。

(6) サーバ構築要件

ア クラウドサービスを導入し、新システムの稼働に必要な環境を用意するこ

と。また、構築期間中のクラウドサービス利用料についても本調達の費用に含めること。

イ クラウドサービス事業者の選定に当たっては、下記「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のクラウドサービスリスト（下記URL参照）に登録がある事業者から選定すること。

https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list

ウ クラウドサービスは、IaaS（Infrastructure as a Service）相当とし、新システムはこのクラウド上のみで動作するようにすること。

エ クラウドサービスに搭載するOS及びミドルウェアは受託者が用意、もしくはクラウドサービスが提供するものを使用すること。

オ クラウドサービスの状態監視および異常時の発報、各種ログの参照ができること。

カ 手動、定時、リアルタイムでのウイルススキャンが可能であること。また、ウイルス定義ファイル等の手動、自動アップデートが可能なこと。また、トラブル時にメーカー等のサポートが受けられること。

(7) サーバ設定要件

ア 受託者は、管理者がインターネットを介し、新システムにアクセス可能なように、サーバまたはネットワークの設定を行うこと。

ドメインを新たに取得すること。

その費用及びDNSサーバ設置等について本調達に含めること。

イ SSL証明書がインストール可能であり、SSL証明を受けること。

その費用を本調達に含めること。

ウ サーバ監視が可能になるよう設定すること。

(8) バックアップ設定要件

ア 初期バックアップ

(ア) 対象

システム公開時におけるサーバのフルバックアップを取得すること。

ただし、システム公開時のサーバを復元可能ならばこの限りではない。

(イ) スケジュール

システム公開時における1回のみとする。

(ウ) 保存期間

公社と受託者で別途協議の上、決定することとする。

イ 日次バックアップ

(ア) 対象

検策結果データ、マスタデータ等、システムの稼働に必要なデータを対象とすること。

(イ) スケジュール

毎日1回取得すること。時間帯については公社と受託者で別途協議の上、決定することとする。

(ウ) 保存期間

30日間とする。保存期間を経過したバックアップは削除すること。

ただし、保存期間については公社から承諾を得た場合はこの限りではない。

ウ 共通事項

(ア) 保存先

本システムを運用するサーバとは別の媒体へ保存すること。また、保存先の媒体はセキュリティ面とデータの損失や事故等への対策が十分にとられていることを条件とする。

媒体にかかる費用を本調達に含めること。

(9) インターネット接続環境の整備

ブロードバンド回線、プロバイダ接続、グローバルIPアドレス等、当ウェブサイトインターネットに公開するための環境を整備すること。

8 業務実施要件

(1) 開発実施要件

ア 開発（データ移行）資源の負担

新システムの開発に必要となるハードウェア及びソフトウェア等の開発環境、作業環境はすべて受託者側の負担で用意すること。公社は原則として受託者との打合せを行う際の場所の提供のみを行う。

(2) 業務実施計画の策定

受託者は契約締結後、速やかに業務実施スケジュール及び業務実施体制等を記述した業務実施計画書を作成し、公社の承認を得ること。また、業務実施体制については、受託者側の一元的な窓口となる総括担当者を1名定めること。この担当者の選任に当たっては事前に公社と協議すること。この担当者は、開発期間中は原則として固定とするが、コミュニケーションを図ることが困難と公社が判断した場合は、協議の上変更すること。

(3) 業務実施計画の遵守

開発スケジュールを遵守すること。ただし、公社の希望によりスケジュールの変更があった場合はこの限りでない。

(4) プロジェクト管理の実施

受託者は、作業を円滑に遂行するためのプロジェクト管理として次の事項を行い、定期的にもしくは、公社の要請に基づき、報告書を提示し、速やかに提出すること。

ア 課題管理

開発を進める中で発生する懸念事項、問題、課題等が検討から漏れることがないように原因・対策・解決策等を整理して管理を行うこと。また、解決期日を明示すること。

イ 品質管理

要件定義で決定した内容が履行されていることを、設計資料等のレビューを行い、公社の承認を得ること。また、新システムのテストについて評価基準を作成し品質管理を行うこと。

ウ 進捗管理

(ア) 各工程について、日付が入ったマイルストーン計画を作成し、進捗管理を徹底すること。

(イ) 各工程において予定した作業が全て完了し、次の工程に移行しても問題な

い管理をすること。

- (ウ) 各工程の作業を遅滞なく、円滑に進められるように、各工程の作業内容、作業量を十分に検討した上で要員の選定及び確保を行うこと。特にスケジュールに遅延があるときは、速やかに要員配置を見直し、適切な対応を行うこと。

エ 仕様変更の対応

開発期間中に起きた仕様変更（法令等の改正・性能等の品質をより向上させるための設計変更等）に対しては、公社と慎重に協議した上で対応措置をとること。

(5) 手順の明確化

本業務委託仕様を理解し、最適な体系だった開発プロセスにて本業務を実施すること。開発プロセスには、以下の事項が明確であること。

- ア プロジェクト管理全般の手順、計画と実績（進捗及びコスト）の管理手順
- イ 要求管理、仕様変更管理、品質管理、リスク管理の手順
- ウ 問題処理の手順、障害処理の手順
- エ アプリケーションソフトウェアテスト報告の手順
- オ システムテスト報告の手順、その他

9 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ公社から書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 公社が承認した場合でも、受託者は公社に対し承認を得た第三者の行為について全責任を負うこと。

10 運用サポート

運用サーバの管理、障害対応、セキュリティ対策、システムの運用に係るサポートを行うこと。

(1) 運用サーバの維持管理

- ア システムが運用できるサーバの提供
- イ 専用ドメインの維持管理（ドメイン名は別途協議の上決定する。）
- ウ 運用管理業務
 - (ア) 稼働状況を監視すること（ログチェック、ヘルスチェック）
 - (イ) 障害発生時に迅速な復旧を行うこと
 - (ウ) 定期的なバックアップを行うこと
 - (エ) セキュリティ情報の収集、報告、対策を行うこと
 - (オ) ウイルス対策を行うこと

(2) 運用管理

- ア 管理体制の明確化及び報告
 - 管理体制を明確にし、四半期に1回以上当該担当者への報告を行うこと。また、当該担当者の要請があった場合、前記以外においても打合せ報告を実施すること。
- イ セキュリティ事案
 - 不正アクセスまたはコンピュータウイルスの感染（悪意ある行為または手段により、情報システム上のデータの漏洩または損壊が現に引き起こされ、もしくは

引き起こされる可能性が発生していることをいう。) 等発生時の報告及び対策を行うこと。

ウ 農地情報システムの保守

農地情報システムの内容について、当該担当者から指示があった場合、記載内容変更等軽微な修正を行うこと。

(3) 担当者へのサポート

ページの修正、更新、追加等、システムの操作方法について、担当職員へのサポートを行うこと。

11 その他

当仕様書に定めのない事項については、随時協議すること。